

企画競争実施の公示

令和 7 年 3 月 17 日

国土交通省観光庁観光資源課長 竹内 大一郎

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 観光コンテンツ事業者の収益性改善モデル構築事業
- (2) 業務内容 本事業は、ネイチャーアクティビティに関する観光コンテンツの造成に取り組んでいる地域等を中心に、専門家による伴走支援のもと、国際競争力のあるコンテンツとしての質を担保しつつ、継続的に販売を行うことができる収益性改善モデルを構築する。実証地域においては、持続的に収益性を確保していく観点から、コンテンツの内容、販売経路・販売コストの合理化等に資する実証事業を行い、中長期的視点に立った収益性改善戦略を策定する。
- (3) 履行期限 令和 8 年 3 月 19 日(木曜日)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有する者、又は、申請をして受付された者であること。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続き等

- (1) 担当課等
〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第 2 号館 15F
観光庁 観光地域振興部 観光資源課 細江、河部、光田、平田、鈴木
電子メールアドレス：hgt-syueki@ki.mlit.go.jp
電話 03-5253-8924
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
令和 7 年 3 月 17 日(月曜日)から令和 7 年 4 月 24 日(木曜日)まで。
説明書の交付を希望する場合は、(1)の担当まで電子メールにて連絡を行うこと。
注：電子メールの件名の冒頭に、必ず「【企画競争説明書交付】」と付記してください。
- (3) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限
持参又は郵送（書留郵便に限る）に限る。(1)に同じ。
令和 7 年 4 月 25 日(金曜日)17 時 00 分まで
- (4) 説明会実施の有無
無。
説明書について、よくご確認いただいた上で、ご不明な点がある場合には、上記(1)までお問合せください。なお、お問合せは電子メールにてお願いします。件名は必ず「観光コンテンツ事業者の収益性改善モデル構築事業に係る企画競争説明書について」としてください。
- (5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
必要に応じてヒアリングを実施する。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。なお、本業務の契約手続は令和7年度予算の成立を条件とし、契約締結及び業務の実施は予算成立後に行うこととする。
- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
 - ① 特定した企画書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企画競争参加者毎・評価項目毎の評価得点及び合計点
- (9) その他の詳細は説明書による。
- (10) 本事業の契約手続きは、令和7年度予算の成立を条件とし、契約締結及び業務の実施は予算成立後に行うこととする。

以上